

かいじょう るーる 会場でのルール

この検討会議は、会場にいる傍聴者の皆さんが、いつでも自由に発言できる「公開討論会」ではありません。

基本的に、地域住民や労働者、支援者や施設等の代表で

ある「検討会議委員」が行う議論を聞いていただく場です。

したがって、会場から大声で発言したり、ヤジを飛ばしたり、…

騒音をだしたりすることは認められません。

ただし、皆さんが意見を言える場として、アンケートや、
傍聴者のワークショップ（会場の皆さんの意見を書き込んで
いただき、それをもとに議論する時間）、あるいは傍聴者の皆
さんの意見を聞くための特別の回次を用意していますので、そ
こで意見や質問をしてください。

注意してもルールに従っていただけない場合には、会議の
進行ができなくなりますので、残念ながら、その方には退場を
お願いすることになります。また、ルール違反があまりにひど
い場合には、次回から会議の傍聴そのものの方を検討せ
ざるを得ない可能性もあります。

裏面にある傍聴心得をよく読んで、ルールを守っていただ
けますように、ご理解とご協力をお願い申しあげます。

傍聴心得

あいりん地域のまちづくり検討会議

1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、受付において会議の座長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。定員（50名）を超えて、入場することは可能ですが、傍聴席や資料をご用意できない場合があります。

2 傍聴者の遵守事項

- 傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。
- (1) 危険物を持ち込まないこと
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと
- (3) 携帯電話などは、受信音などを出さないこと
- (4) フラッシュ撮影は行わないこと
- (5) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、座長又は事務局の許可を受けないで発言し、又は拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (6) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

3 会議の秩序維持

- 傍聴者は、会場においては、会議の座長又は事務局の指示に従ってください。
- 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意します。そして、2回注意を受けてもなお、これを改めないとときは、会場から退場していただきます。

4 その他

- 傍聴者は、ワークショップやアンケートで意見を表明することができるほか、傍聴者の意見を述べることができる回次を設定しています。